

1 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 礼和会
事業者所在地	下関市壇之浦町4-28
電話番号	083-228-0700
代表者氏名	理事長 長富 伊佐穂
法人設立年月日	平成28年5月16日

2 利用事業所

事業所名称	ここしあ訪問看護ステーション
事業者所在地	下関市壇之浦町4-28
電話番号	083-228-0700
サービスの種類	指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護
指定番号	3560190617
事業所の管理者	舩越 朋子
開設年月日	令和08年02月1日

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態若しくは要支援状態、又は病気やけがなどにより家庭において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が訪問看護(介護予防訪問看護を含む。以下同じ)を必要と認めた利用者に適正な訪問看護もしくは介護予防訪問看護を提供します。
運営の方針	(1) 訪問看護の実施にあたっては、ご利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持向上を図るとともに、利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。 (2) 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

4 事業所の従事者の員数、職種及び業務内容

職種	常勤	非常勤	合計人数	業務内容
管理者	1名		1名	従業者の管理、訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握。その他の管理。 従業者に対する運営に必要な指揮命令等。
看護職員	1名	1名	2名	訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書の作成及び報告書の作成(准看護師除く) その他の諸記録等の作成、訪問看護の提供

※ 管理者は看護職員を兼務

5 営業日・営業時間及び実施地域

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前8時45分～午後5時30分まで 電話等により24時間連絡対応が可能な体制をとっています。
通常の事業の実施地域	旧下関地域(離島を除く)

6 サービス内容

(1) 提供するサービスの内容について

事業所は主治医の指示に基づき、個別の訪問看護計画若しくは介護予防訪問看護計画を作成し、サービスを実施、記録し、月ごとに主治医への報告を行います。

サービス 内容	●病状・全身状態の観察	●療養生活や介護方法の指導
	●清拭・洗髪等による清潔の保持	●カテーテル等の管理
	●療養上の食事および排泄等日常生活の世話	●ターミナルケア
	●褥瘡の予防・処置	●リハビリテーション
	●認知症患者の看護	●その他医師の指示による医療処置

事業所及び従業員のサービスの提供にあたっての留意事項

- ① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ② 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者等が作成する居宅サービス計画及び介護予防サービス計画(以下[ケアプラン]という。)に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、訪問看護計画(介護予防訪問看護計画を含む。以下同じ。)を作成します。なお、作成した訪問看護計画は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認ください。よろしくお願いいたします。
- ③ サービス提供は訪問看護計画に基づいて行います。なお、訪問看護計画は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- ④ 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- ⑤ 事業所は、サービスの提供時に担当の訪問看護師を決定しますが、実際のサービス提供に当たっては、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。
- ⑥ 訪問看護師の交替について
 - 利用者からの交替の申し出
選任された訪問看護師の交替を希望する場合は、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにしてお申し出ください。但し、利用者からの特定の訪問看護師の指名はできません。
 - 事業所の都合による訪問看護師の交替
事業所の都合により、訪問看護師を交替する場合があります。
ただし、この場合事業所は、利用者若しくはご家族に対し、サービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮します。

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食物の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービスの提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7 利用料金

(1) 介護保険利用

介護保険対象での訪問看護はケアマネージャー作成のケアプランにそって提供されます。

料金は介護報酬で定められており、「基本利用料」と状態やご希望に応じた「加算」を合算し、自己負担金(1割もしくは2割、3割)を、お支払頂くことになります。

記載の金額は、保険料1割負担の表記になりますため、2割は記載金額の2倍、3割は記載金額の3倍になります。

〈ご利用料金＝基本利用料＋該当する加算＋該当する保険外料金〉

	サービスの名称	サービスの内容	訪問看護費	介護予防 訪問看護費
基本 利用 料	訪問看護 I 1	20 分未満の訪問	314 円/回	303 円/回
	訪問看護 I 2	30 分未満の訪問	471 円/回	451 円/回
	訪問看護 I 3	30 分以上 1 時間未満の訪問	823 円/回	794 円/回
	訪問看護 I 4	1 時間以上 1 時間 30 分未満の訪問	1,128 円/回	1,090 円/回
加 算	夜間・早朝加算	夜間（午後 6 時～午後 10 時）、 早朝（午前 6 時～午前 8 時）に訪問	25%加算	
	深夜加算	深夜（午後 10 時～午前 6 時）に訪問	50%加算	
	特別管理加算 I	在宅悪性腫瘍等患者指導管理等を受けている状態や、 留置カテーテル等の計画的な管理を行った場合等に 算定	500 円/月	
	特別管理加算 II	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や人工肛 門・人工膀胱、真皮を超える褥瘡、点滴注射が週 3 日 以上必要な場合等に算定	250 円/月	
	複数名訪問看護 加算	1 人の看護師による訪問が困難と認められる場合 30 分未満 30 分以上	254 円/回 402 円/回	
	長時間訪問看護 加算	特別な管理を必要とする利用者に対し、60 分以上 90 分未満の訪問看護に引き続き訪問看護を行った場合 に 1 回につきこの加算を算定	300 円/回	
	初回加算	新規に病院等から退院した日に初回の訪問看護 を行った場合に算定	350 円/初回月	
		新規に病院等から退院した日の翌日以降に初回 の訪問看護を行った場合に算定	300 円/初回月	
	退院時共同指導 加算	退院又は退所に際し、事業所がその医療機関の 医師や職員と共同し、療養上必要な指導を行い、 その内容を文書により提供した後に初回の指定 訪問看護を行った場合に算定。初回加算を算定 する場合は算定しない	600 円/初回	
	緊急時訪問看護 加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間対応できる体制を整備し、計画的に訪問する こととなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う 場合に算定	574 円/月	
ターミナルケア 加算 (介護予防は除く)	訪問看護を行っているご利用様が在宅等で死亡され た場合であって(ターミナルケアを行った後、24 時 間以内に在宅以外で死亡した場合を含む) その死亡日 前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場 合、次の要件に該当する場合加算 ①ターミナルケアを受けるご利用様について、24 時間連絡を取れる体制を確保しており、かつ必要に応 じて訪問看護を行うことができる体制を整備してい る ②主治医と連携しターミナルケアに係る計画及び支 援体制についてご利用様及びそのご家族様等に対 して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っ ていること ③ターミナルケアの提供について、ご利用様の身体 状況の変化等必要な事項が適切に記録されているこ と	2,500 円 /死亡月		

※事業所と同一敷地内に所在する建物（サ高住海と空）に居住している場合は 10%減算。

※介護職員処遇改善加算として、訪問看護費の総単位数に対して 1.8%加算となります。

(2) 保険外利用料金

全額実費負担（単位：円）

対象となるサービス	利用料
① 死亡時の看護（死亡後のご遺体のお世話）	20,000 円
② 当日の訪問キャンセル	2,000 円

8. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料の利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月中旬までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)利用者指定口座からの自動振替</p> <p>(イ)現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から30日以内に支払いが無い場合にはサービス提供の契約を解除した上で未払い分をお支払い頂くことがあります。

9. 契約の期間について

契約の更新及び終了	<p>当事業所との契約は、契約日から利用者の認定されている要介護認定の有効期間の満了日とします。但し、以下①～④の場合には、契約はその更新後又は変更後の要介護認定の有効期間の満了日まで(②④による申請中の場合は決定後の認定の有効期間の満了日)とし、以後も契約は同様に自動的に更新します。</p> <p>① 要介護認定の有効期間の終了に伴い、利用者の要介護認定の有効期間が更新された場合</p> <p>② 上記①のため要介護認定の更新申請がなされ、要介護認定の決定がされていない場合(更新申請中の場合)</p> <p>③ 契約満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、認定の有効期間が更新された場合</p> <p>④ 上記③のため要介護認定の区分変更申請がなされ、要介護状態区分の決定がされていない場合(変更申請中の場合)</p> <p>但し、以下の場合には当事業所との契約は終了するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者が死亡した場合 ●利用者が介護保険施設へ入所した場合 ●利用者が医療機関等に入院し退院できない、若しくは長期に亘り退院が見込まれない場合。(最終利用日より3か月以上) ●その他利用者が相当期間以上にわたり、当事業所の提供するサービスの利用が困難となった場合
	<ul style="list-style-type: none"> ●下記Aにより、利用者から契約の解除の申し出があった場合 ●下記Bにより、事業所から契約の解除の申し出があった場合
A 利用者から契約の解除の申し出	<p>利用者は、契約の有効期間であっても契約の解除を申し出ることができます。この場合は契約解除を希望する14日前までに事業所に申し出てください。</p> <p>但し、以下の場合には利用者は即時に契約を解除・解約できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所が正当な理由なく、介護保険法等関係法令に定めるサービスを提供しない場合 ●事業所及び従業者が次項に定める守秘義務に違反した場合 ●事業所及び従業者が、利用者の身体、財産、信用等を傷つけるなどの不信行為により、

	<p>その後の契約を維持しがたい事情があった場合。</p> <p>●上記の他、契約の継続が困難となるような重大な事態が発生した場合</p>
B 事業所から 契約の解除 の申し出	<p>以下の場合に事業所は、利用者との契約を解除する場合があります。 但し、この場合事業所は利用者又は家族に対しその旨の説明を行います。</p> <p>●利用者又は家族が、サービスの利用に関する指示等に従わないことなどにより、要介護状態を悪化させたと認められる場合</p> <p>●利用者又は家族が、サービス提供にあたって必要な情報について、報告しない又は虚偽の報告をするなど適切なサービス提供が困難であると認められる場合</p> <p>●利用者又は家族等が、他の利用者の生命、身体及び財産を傷つけるなど、その後の契約を継続しがたい事情があった場合</p> <p>●利用者がサービス利用料金を2か月以上滞納し、事業者が催促したにもかかわらず30日以内に支払わなかった場合</p> <p>●利用者又は家族等が、他の利用者、家族等若しくは事業所又は従業員に対する、暴力、暴言、威嚇、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント及びそれらと相応又は同等の行為により、適切なサービスの提供の継続が困難であると判断できる場合</p> <p>●利用者又は家族等と事業所との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難で、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合</p>

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 船越 朋子
-------------	-----------

- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回以上開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知します。
- (3) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p>

	<p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--	--

12 緊急時等の対応方法について

緊急時等の対応	サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。最終ページに上記の緊急連絡先及び主治医についての記載をお願いいたします。
---------	---

13 事故発生時の対応方法について

事故発生時の対応	サービス提供中に、事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
【市町村（保険者）の窓口】 下関市福祉部 介護保険課 事業者係	所在地 下関市南部町1-1 電話番号 083-231-1371 (直通) ファックス番号 083-231-2743 受付時間 午前8時30分から午後5時15分 (土日祝日、年末年始を除く)
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

14 損害賠償について

損害賠償	事業所の責任により利用者に損害が生じた場合には、事業所は速やかにその損害を賠償します。但し、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を勘酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。
保険加入先	事業所は事故等により利用者に損害を生じさせてしまった場合に備え、下記の保険に加入しております。保険会社には必要時に利用者、家族の個人情報を提供する場合がありますので、ご承知置きください。 保険会社 介護労働安定センター 保険名 介護事業者賠償責任保障 保障内容 身体障害・財物損壊等

15 身分証携行義務

身分証携行	訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。
-------	---

16 心身の状況の把握

心身の状況の把握	サービスの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。
----------	--

17 居宅介護支援事業者等との連携

居宅介護支援事業者等との連携	指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
	サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者等に速やかに送付します。
	サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者等に送付します。

18 サービス提供の記録

サービス提供の記録	指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等をサービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。 また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
-----------	---

19. 衛生管理等

衛生管理等	従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます
-------	--

20. サービス提供に関する相談、苦情について
 要望、提案、苦情等について、申し出ることができます。

【苦情相談窓口】 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	担当者 管理者 船越 朋子 電話 083-228-0700 FAX 083-228-0710 受付時間 午前8時45分～午後5時30分 (日曜日を除く)
【市町村（保険者）の窓口】 下関市福祉部 介護保険課 事業者係	住所 下関市南部町1-1 電話 083-231-1371 FAX 083-231-2743 受付時間 午前8時30分から午後5時15分 (土日祝日、年末年始を除く)
【公的団体の窓口】 山口県国民健康保険団体連合会	住所 山口市朝田1980-7 国保会館 電話 083-995-1010 FAX 083-934-3665 受付時間 午前9時から午後5時 (土日祝日、年末年始を除く)

21 社会情勢及び天災について

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護業務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護業務の履行が遅延もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとします。

22. 加算について (1 割負担の表記です)

■ 緊急時訪問看護加算(574 円/月)

同意します

同意しません

■ (介護)複数名訪問(介護予防含む)加算

複数名の看護師が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により一人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合等)

- イ 所要時間が 30 分未満の場合 254 円/1 回
- ロ 所要時間が 30 分以上の場合 402 円/1 回

同意します

同意しません

■ 介護 ターミナルケア加算(介護予防は含まない) 2,500 円

同意します

同意しません

訪問看護 利用同意書

訪問看護の開始にあたり、利用者に対し本書面に基づき重要な事項を説明し、交付いたしました。

重要事項説明の年月日

重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
---------------	---	---	---

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	下関市壇之浦町4-28
	法人名	社会福祉法人 礼和会
	代表者名	理事長 長富 伊佐穂 印
	事業所名	ここしあ訪問看護ステーション
	説明者氏名	船越 朋子

訪問看護サービスを利用するにあたり、重要事項説明書の内容について説明を受け、理解した上で 訪問看護を利用することに同意し、受領いたします。

また、個人情報の使用についても同意いたします。

年月日		年	月	日
利用者	住所			
	氏名	印		

代筆者 代理人 (該当するものを ○で囲んで下さい)	住所		
	氏名	印	
		利用者との関係	

※代理人の場合は委任状が必要です。

【緊急時・事故発生時の連絡先】

【家族等緊急連絡先】	氏名	続柄
	住所	
	電話番号	
	携帯電話	
	勤務先	
【主治医】	医療機関名	
	氏名	
	電話番号	

社会福祉法人 礼和会

ここしあ訪問看護ステーション

《指定介護予防訪問看護・指定訪問看護》

契 約 書

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は、ご利用者に対して訪問看護及び介護予防訪問看護のサービスを提供いたします。事業所の運営に関する規程の概要や提供するサービスの内容等、契約上ご注意頂きたい重要な事項について、次のとおり説明いたします。